

## 接合金物認定手数料規定

### 1 趣旨

この規定は、木造建築物用接合金物認定規程(HW-金物 001-2015)第25条の規定に基づき、木造建築物用接合金物の認定業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

この規定において、表1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表1 用語の定義

用語	定義
認定手数料	木造住宅用接合金物認定規程に規定する認定業務に要する手数料であり試験手数料、試験体製作費及び運搬費は含んでいない。
新規手数料	申請者が新たな認定番号を取得する場合の手数をいう。
追加手数料	申請者が既にその製造工場における認定番号を取得している場合で、その認定番号における製造品目の追加を行おうとする場合の手数をいう。承認の場合のみ、適用される。
変更手数料	認定の有効期間中に認定内容に関わる変更を申請する場合の手数をいう。
更新手数料	認定の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の手数をいう。

### 3 承認の手数料 (税別)

①承認 (Zマーク表示金物、Cマーク表示金物、Mマーク表示金物及びXマーク表示金物)の手数料は、表2に掲げる値とする。

表2 承認の手数料

	金額
新規手数料	16,000円×品目数+301,000円
追加手数料	16,000円×品目数+215,000円
更新手数料	16,000円×品目数+98,000円

②工場審査が必要となったときは、工場審査手数料が必要となる。その金額は、「審査対象工場数×177,000円」とする。

### 4 同等認定の手数料 (税別)

①同等認定の手数料は、原則として表3に掲げる値とする。

表3 同等認定の手数料

	品目数	金額
新規手数料		312,000円×品目数
更新手数料	1～3品目	20,000円×認定番号の数+197,000円
	4～6品目	20,000円×認定番号の数+322,000円
	7～9品目	20,000円×認定番号の数+447,000円
	10品目以上	20,000円×認定番号の数+572,000円

②ただし、審査が複雑で著しく手数を要する場合においては、見積もりによる手数料を適用する(新規申請時のみ)。

③工場審査が必要となったときは、工場審査手数料が必要となる。その金額は、「審査対象工場数×177,000円」とする。

5 性能認定の手数料（税別）

①性能認定の手数料は、原則として表4に掲げる値とする。

表4 性能認定の手数料

	金額
新規手数料	370,000円×認定の対象となる強度性能の数
更新手数料	140,000円×認定番号の数

②新規申請時に同一仕様の金物の強度性能数が複数だった場合、1つめの強度性能については上記表4の扱いとし、2つめ以降の強度性能値の手数料は「200,000円×強度性能の数」とする。

③新規申請時に複数工場の申請があった場合、1工場目については上記表4の扱いとし、2工場目からの手数料は「312,000円+20,000円×品目数」とする。

④ただし、審査が複雑で著しく手数を要する場合には、見積もりによる手数料を適用する（新規申請時のみ）。

⑤工場審査が必要となったときは、工場審査手数料が必要となる。その金額は、「審査対象工場数×177,000円」とする。

⑥認定金物に耐ゆるみ性能の機能を追加する場合の新規手数料は、認定取得者であれば、ねじの呼び及び形状毎に、1品目は200,000円とし、2品目以降は「50,000円×品目数」とする。なお、2品目以降の減額は、同時申請に限るものとする。

⑦認定金物に耐ゆるみ性能の機能を追加する場合の新規手数料は、新規申請者であれば、ねじの呼び及び形状毎に、1品目の手数料は上記表4の扱いとし、2品目以降の手数を「50,000円×品目数」とする。なお、2品目以降の減額は、同時申請に限るものとする。

6 変更手数料（税別）

接合金物認定実施要領の5に規定する認定後の内容変更等の申請を行う場合の手数料は表5による。

表5 変更認定等の手数料

手続	別記4 No.	種別	手数料単価
届出	1	名称等の変更	0円
	2	製造工場の減少	0円
変更申請	3	寸法、形状等の変更 (試験不要の場合)	100,000円 (1変更当たり)
	4	寸法、形状等の変更 (試験を要する場合)	200,000円 (1変更当たり)
	5	品質管理等基準類の変更	100,000円 (1基準当たり)
	6	用途範囲の拡大又は縮小 (試験不要の場合)	200,000円 (1変更当たり)
	6'	用途範囲の拡大又は縮小 (試験を要する場合)	200,000円 (1変更当たり)
	7	法人格の変更	312,000円+177,000円 ×審査対象工場数（工場審査）
8	製造工場の増等変更	312,000円+20,000円×品目数+177,000円 ×審査対象工場数（工場審査）	

注1 別記4 No. とは接合金物認定実施要領に規定している別記4の表中のNo. 欄をさす。

注2 同一申請で扱う複数金物に共通の変更では、1金物について上記表5による算定を行い、他の金物について認定書の発行が必要な場合は次項7に規定する認定書の再交付料として扱うものとする。

7 認定書の再交付料（税別）

接合金物認定実施要領の6.2に規定する認定書の再交付を行う場合の手数料は、認定書1枚につき10,000円とする。

8 出張旅費の加算

工場審査手数料とは他に、交通費の実費又は出張旅費を加算する。出張旅費については、別に定める当センターの「旅費規程」及び「委員等旅費規程」による旅費を加算する。

9 評価方法、試験方法決定の事前申請手数料（税別）

接合金物認定実施要領の4.3に規定する性能評価方法あるいは試験方法を定めるための事前申請の手数料は1件につき100,000円とする。

10 防せい防食性能品質試験の手数料（税別）

防せい防食性能品質試験は、性能認定(防せい防食)認定の新規認定、品質安定度調査及び更新認定に実施する塩水噴霧試験とする。

防せい防食性能品質試験の手数料は、原則として表6に掲げる値とする。

表6 防せい防食性能品質試験の手数料

	金額
新規手数料	500,000円×品目数
品質安定度調査手数料	400,000円×製造工場の数
更新手数料	400,000円×品目数

- ①品質安定度調査は、認定取得1年目から毎年実施する。但し更新時はその年の品質安定度調査は実施しないこととする。
- ②品質安定度調査において、1工場1品目であった場合は、その手数料は400,000円とする。なお、試験が不合格の場合は再試験を実施し、その手数料は400,000円とする。  
また、1工場で品目が複数の場合は、当センターが無作為に1品目を指定し試験を実施する。なお、試験が不合格の場合は、その工場全ての品目に対し試験を実施し、その手数料は「400,000円×品目数」とする。
- ③複数品目の試験を同時に行う場合は、2品目以降の手数料を半額とする。

制定 平成13年 6月  
 改定 平成14年 7月  
 改定 平成15年 6月  
 改定 平成15年 7月  
 改定 平成16年 3月  
 改定 平成26年 3月  
 改定 平成27年 4月  
 改定 平成28年12月